

ごあいさつ

京都を中心として、42年間、皆様の御力添により、弁護士を続けさせて頂きありがとうございます。弁護士は毎日、法律判例を勉強し、真実を探究すべき仕事と考え、私も「42年間の経験と信用」を目指し精進致します。これからも御指導・御鞭撻のほどよろしく御願いします。

平成20年2月 弁護士 加地 和

早い解決 仮処分・仮差押

(問1) (仮処分・仮差押によって早く解決) 不動産仮処分や預金仮差押をすると事件が早く片付きやすいと聞きますが、本当ですか。

(答) 本當です。

(問2) (不動産仮処分の例) 夫婦離婚の話が出ているが、不動産は夫の所有名義、妻は子供2人を育てた内助の功があり、離婚に伴って不動産の半分を妻が財産分与としてもらう権利があると聞きますが、夫は不動産を他へ売却して、妻には一銭も与えない考えのようです。妻はどうしたらよろしいですか。

(答) 妻は弁護士に依頼し、証拠(戸籍謄本・全部事項証明書(土地・建物)・妻の陳述書(婚姻生活の経過・妻の貢献度合について書く))を揃えて、不動産仮処分申立をすると、1週間もしないで、裁判所は「夫は不動産を売却してはいけない」旨の仮処分決定を出してくれて、そのことが登記されますので、不動産を他へ売却出来ません。ただし、この不動産の時価が3000万円とした場合、妻は保証金約150万円を供託しなければなりません(事件が終れば妻に全額戻ります)。夫は、妻と調停または裁判で、妻の正当な権利を決めてもらわざるを得ません。

(問3) (債権仮差押の例) AはBに対し、1000万円の商品を卖ったが、支払期日が来てもBは支払わない。偶然、Bは三田銀行駅前支店に預金していることを発見した。Aはどうしたらよろしいですか。

(答) Aは売買契約書または商品受領書・請求書・あなたの陳述書(売買の経過を書いた文書)・三田銀行の履歴事項証明書を添付して、Aの住所地の裁判所へBを相手として、債権仮差押命令申立書を提出すると、保証金200万円位(解決がつけばAに戻る)で、裁判所はBの預金仮差押を認める決定書を出してくれ、三田銀行駅前支店にも送付されます。BはAとの話し合いがつかない限り、この預金を引出すことが出来ないし、同銀行もBに早く解決をつけないと何も協力出来ないと言ってBをたしなめるでしょう。

加地和法律事務所ホームページには
233問答を掲載しております。こ
ちらもご利用下さいませ。

加地和法律事務所

弁護士 加地 和 弁護士 政次 秀夫
〒604-8496 京都市中京区丸太町通御前西入ル北側

TEL 075-821-2884
FAX 075-821-2823

(取扱分野) 相続・家事・不動産・借地借家・金銭貸借・交通事故・契約・会社・破産等の民事事件、商事事件、刑事案件

(取扱わない事件) 不正な目的の事件、他の弁護士に依頼している事件、境界争い・その他近隣トラブルの事件、証拠が乏しい事件、世の中のためにも本人のためにも無益な事件等

(電話相談) 1回30分以内5000円(消費税別)(電話予約制)

★本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を紹介下さいませ。



[弁護士加地和のプロフィール]
(経歴)

京都市北区生まれ。
京都大学法学院卒業。
京都弁護士会所属。

(元) 京都府会議員・衆議院議員



[弁護士政次秀夫のプロフィール]
(経歴)

大阪市生まれ。
京都大学法学院卒業。
京都弁護士会所属。
京都市西京区在住。